# 横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2193号)

令和元年10月25日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

平成30年6月15日都再第534号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年度 現市庁舎街区等活用事業審査委員会資料【第9回】」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

#### 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成29年度 現市庁舎街区等活用事業審査委員会資料【第9回】」を 一部開示とした決定のうち、別表2及び別表3に示す部分は開示すべきであるが、そ の余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成29年度 現市庁舎街区等活用事業審査委員会資料【第9回】」(以下「本件審査請求文書」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成30年3月28日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

#### 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第3号ア及び第5号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

#### (1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書のうち、法人のノウハウに関する情報は、応募者が、教育文化センター跡地活用事業の公募(以下「本件公募」という。)のテーマに沿ってテナントの誘致や施設の設置を計画したものである。応募者には、本件公募の後に控える現市庁舎街区活用事業の公募に興味を示す事業者も含まれており、かつ、現市庁舎街区活用事業の公募は同様のテーマで募集する予定となっていた。したがって、本件処分時点で、当該情報が公にされることにより、応募者の競争上の地位を害し、不当に不利益を与えるおそれがある。

なお、「横浜市現市庁舎街区等活用事業に係る審議について(答申)」(以下「委員会答申」という。)において、選定結果の公表をしているが、法人のノウハウに関する情報が公にならないよう配慮して記載している。

また、事業予定者以外の応募者に関する情報は公表しない前提で公募したものであり、当該情報を公にすることにより、応募者を推定できる状況となり、当該応募者の

社会的評価等が損なわれ、営業活動に支障が生じるおそれや、今後、横浜市の公募事業に応募することに対して事業者が萎縮するおそれがある。

以上のことから、これらの情報は本号アに該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性について

本件審査請求文書のうち、各委員の発言部分は、意思決定前の市の機関の内部における審議、検討に関する情報であり、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、委員が萎縮して率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意 見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を公開することを求める。
- (2) 法人のノウハウに関する情報については、本件審査請求文書は応募者側が作成した提案書そのものではなく、ヒアリングに際し委員から応募者に対して発する予定の質問事項を記載した一覧表であって、応募者が提出した文書の内容を直接詳細に示すものではないのであるから、そこに応募者の「ノウハウ」が記載されているということは考えにくい。

しかも、事業者の選定は既に終了し、委員会答申により、主な応募施設の概要、審査結果及び審査講評も公表されているのであるから、仮に質問の内容が提出文書の内容を推定させるようなものであったとしても、その開示が応募者の正当な利益を害するなどということはおよそ考えられない。

- (3) 事業予定者以外の応募者に関する情報については、「事業予定者になれなかった」という事実が社会的評価を損なうなどという理屈は、いわば「オリンピックに参加したからには、金メダルを取らなければ国の恥だ」という程度の主観的なものであって、「通常他人に知られたくない」情報というレベル(いうまでもなく、その程度では非開示理由にはなりえない)にさえ達しないものである。
- (4) 応募の前提となった「教育文化センター跡地活用事業募集要項(平成29年10月)」では、「応募書類の公開」として「提出された書類は『横浜市の保有する情報の公開に関する条例』等関連規定に基づき公開することがあります。」とも明記されている。審査委員会の審理手続の透明性は市有地(教育文化センター跡地)と

いう公有財産払下手続が公正に行われたことを確認する上で必要不可欠であり、応募者は、場合によっては提出資料が公開されることを理解した上で応募していると解すべきである。

- (5) 実施機関は、本件審査請求文書のうち各委員の発言部分は、意思決定前の市の機関の内部における審議、検討に関する情報であり、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、委員が萎縮して率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると主張する。
- (6) しかし、実施機関の説明によれば、「発言部分」とあるのは、ヒアリングにおける実際の質問内容を意味するものではなくヒアリングの前に予定していた質問事項であり、また、ヒアリングの際に必ず質問すべき必須項目を委員1人につき1問割り振ったものに過ぎず、本件審査請求文書に記載されている委員名と質問事項の内容とが実質的に対応する関係にはない。

「外部からの圧力や干渉」が想定される根拠として、実施機関は、本件事業が「非常に重要、かつ注目度の高い事業」であることを強調している。しかし、重要で注目度の高い事業であるという要素は関連情報の透明性を要請する事情である。

- (7) したがって、各委員の発言部分を開示することによって、審査委員会における率 直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなどということはありえな いし、特定の者が不当に利益を得る又は不利益を被るなどということもありえない。
- (8) 第9回委員会以外の配付資料については、本件開示請求とは別の手続において入 手できたので、一部開示決定に対する審査請求を取り下げる。

#### 5 審査会の判断

(1) 横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会について

関内駅周辺地区では、令和2年6月の市庁舎移転を契機に、「国際的な産学連携」 「観光・集客」をテーマとした公民連携による新たなまちづくりを進めている。

横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会(以下「委員会」という。)は、現市庁舎街区及び教育文化センター跡地を事業提案型の公募により有効に活用し、市庁舎の移転を契機とした関内・関外地区の活性化を推進する事業の適正な実施を図るため、横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例(平成28年9月横浜市条例第46号)により設置された横浜市長の附属機関であり、現市庁舎街区等活用事業の実施方針に関すること、現市庁舎街区等活用事業における事業者の提案の審査、当該事業者の選定

に関すること等をその所掌事務としている。

委員会の意見を踏まえ、実施機関は平成29年3月に「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」を策定し、横浜市現市庁舎街区等の各街区に「国際的な産学連携」「観光・集客」というテーマに基づく機能をバランスよく誘導することで、周辺地域の活性化につなげていくこととした。

教育文化センター跡地については、平成29年10月から平成30年3月にかけて公募型プロポーザル方式により事業予定者を決定するための本件公募に係る手続が行われた。平成30年3月6日には、応募者の提案について委員会が審査した結果を委員会答申として実施機関が受領し、実施機関はその内容を踏まえて平成30年3月15日に事業予定者を決定した。

現市庁舎街区については、平成31年1月から公募型プロポーザル方式による事業予定者の公募手続が開始され、委員会による提案に対する審査を経て、令和元年9月4日に事業予定者が決定した。

#### (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件公募に応募した4社へのヒアリングを行った第9回委員会(平成30年2月23日開催)の委員への配付資料であり、会議次第、本日のスケジュール(資料1)、応募者ヒアリング項目(資料2)(以下「ヒアリング項目」という。)及び応募者ヒアリングの流れで構成されている。

ヒアリング項目には、応募者[ア](以下「応募者ア」という。)、応募者グループ [イ](以下「応募者イ」という。)、応募者[ウ](以下「応募者ウ」という。)及び 応募者グループ[エ](以下「応募者エ」という。)のそれぞれについて、応募者アには①から⑨まで、応募者イには①から⑧まで、応募者ウには①から⑭まで及び応募者 エには①から⑪までの番号が付された質問予定項目が記載されている。このうち、応募者アへの①、応募者イへの①、応募者ウへの①から③まで及び応募者エへの①の質問予定項目については、発言する委員名が記載されている。

実施機関は、本件処分において、ヒアリング項目のうち別表1の「該当箇所」に示す部分(以下、別表1に示す番号にしたがって「非開示情報1、非開示情報2、・・・非開示情報15」という。)を、法人のノウハウに関する情報及び事業予定者以外の応募者に関する情報は条例第7条第2項第3号アに該当し、並びに発言する委員名が記載された項目の質問内容(各委員の発言部分)は同項第5号に該当するとして、別表1の「非開示の分類」で示すとおり非開示としている。一方、会議次第、

本日のスケジュール(資料1)及び応募者ヒアリングの流れについては、全部開示している。

なお、審査請求人は、第2回、第3回及び第7回委員会の委員への配付資料についても、実施機関の一部開示決定に対して審査請求をしていたが、実施機関は、その後の事情の変化により、非開示事由に該当しなくなったとして、当該配付資料を本件開示請求とは別の手続において審査請求人に事実上開示した。これを受けて、審査請求人は、当該一部開示決定に対する審査請求を取り下げている。

- (3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について
  - ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業 を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にす ることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるもの」については開示しないことができることを規定している。
  - イ 実施機関は、非開示情報2から非開示情報6まで及び非開示情報10から非開示情報15までを本号アに該当するとして非開示としたと説明しているため、当審査会で令和元年7月26日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。
    - (ア) ヒアリング項目は、応募者ヒアリングの予定質問を事務局である実施機関がま とめ、第9回委員会の資料としたものである。
  - (4) 本件公募では、「国際的な産学連携」「観光・集客」のいずれか又は両方に寄与し、賑わいの創出に資する建築物の提案を求めている。法人のノウハウに関する情報として非開示としている部分は、この課題に対する解決策を提示した提案内容の根幹といえる情報で、オリジナリティがあり斬新なアイデアであると考えている。「国際的な産学連携」「観光・集客」というテーマは、現市庁舎街区活用事業の公募をはじめ様々な都市計画のテーマとして扱われている。これらの情報を公にすると、本件公募の応募者が「国際的な産学連携」「観光・集客」という課題の解決策として提示したアイデアをほかの公募等において他者に模倣されるおそれがある。

以上のことから、非開示情報4から非開示情報6まで及び非開示情報10から非開示情報15までは、法人のノウハウに関する情報であって、当該応募者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

(ウ) 事業予定者以外の応募者に関する情報は、応募者アの事業者名を特定すること

ができる情報であり、これを公にすることは、応募者アの事業者名を公にすることに等しい。委員会答申では、本件公募の審査結果として応募者名を匿名にして各応募者の順位、合計点数及び審査項目ごとの評価点数が記載されており、仮に事業予定者以外の応募者に関する情報を公にすれば、応募者アの事業者名とこれらの評価点数等が結びつく結果となる。本件公募は、非常に注目度の高い事業であり、本件公募で事業予定者に選定されなかったという事実が公になれば、応募者アの社会的評価が損なわれ、営業活動に支障が生じるおそれがあることから、本号アに該当する。

- ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。
- (ア) 「法人のノウハウに関する情報」の本号ア該当性について

実施機関は法人のノウハウに関する情報であるとして非開示情報4から非開示情報6まで及び非開示情報10から非開示情報15までを非開示としているので、以下検討する。

a 非開示情報4について

当審査会が見分したところ、非開示情報4には、教育文化センター跡地の回遊性を強化するための案として応募者イが本件公募で提案した内容が記載されていた。しかしながら、非開示情報4には、その具体的な手法や技術が記載されているわけではなく、この記載内容だけをもって応募者イの提案内容が他者に模倣されるとは考え難い。

したがって、非開示情報 4 は、応募者イの事業に関する情報であるが、公に することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるものとは認められず、本号アに該当しない。

b 非開示情報5及び非開示情報6について

実施機関によれば、非開示情報 5 及び非開示情報 6 は、応募者イが本件公募 の事業予定者に選定された際に事業に参入することを見込んでいる団体の名称 であるとのことであった。

これらの団体は、応募者イが自ら開拓し関係を構築した団体であり、応募者イの事業に関する情報である。そして、本件公募の終了後も、応募者イが現市庁舎街区の公募やその他の公募でこれらの団体の参入を前提とした提案をすることは考えられる。応募者イにとって、自身の提携先の団体を他者に知られることは、今後応募する公募において競争上の地位の低下を招くなど、事業活動

が損なわれることとなる可能性は否定できない。

したがって、非開示情報 5 及び非開示情報 6 は、応募者イの事業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

#### c 非開示情報10及び非開示情報12について

当審査会が見分したところ、非開示情報10及び非開示情報12には、応募者エ が本件公募で提案した事業内容の一部の具体的な運営の手法が記載されていた。 これらの情報が公になれば、応募者エが本件公募で提案した内容が現市庁舎街 区の公募や他の公募において他者に模倣され、応募者エの事業活動を損なうお それが生じることは否定できない。

したがって、非開示情報10及び非開示情報12は応募者工の事業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

#### d 非開示情報11及び非開示情報13から非開示情報15までについて

実施機関によれば、非開示情報11及び非開示情報13から非開示情報15までは、 応募者工が本件公募のために考え出した施設の名称であり、本件公募のテーマ に対してこの施設を切り口に提案するという発想自体にオリジナリティがあり、 応募者エのアイデアとして保護すべきであるとのことであった。

しかしながら、委員会答申の講評では、この施設について表現を変えて記載されており、応募者工が本件公募のテーマに対して、この施設を配置すると提案したこと自体は既に委員会答申により公になっている情報であるといえる。また、この施設の機能や運営の手法などの具体的な内容が記載されているわけでもなく、当該施設の名称が明らかになることのみをもって応募者工の提案内容が他者に模倣されるとは考え難い。

したがって、非開示情報11及び非開示情報13から非開示情報15までは、応募者工の事業に関する情報であるが、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、本号アに該当しない。

#### (4) 事業予定者以外の応募者に関する情報の本号ア該当性について

実施機関は当該情報として非開示情報2及び非開示情報3で示す部分を非開示 としているが、まず、当該情報を公にすることにより、応募者アの事業者名が判 明するかについて検討する。

当審査会が見分したところ、非開示情報 2 (別表 2 の 1 で示す部分を除く。) 及び非開示情報 3 には応募者アの事業者名を特定することができる単語やその文 脈から応募者アを容易に推測できる記述があった。

したがって、非開示情報 2 (別表 2 の 1 で示す部分を除く。)及び非開示情報 3 を公にすることは応募者アの事業者名を公にすることに等しいという実施機関の主張は、認められる。

次に、事業予定者以外の応募者の事業者名が公になることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかについて検討する。

事業予定者以外の応募者の事業者名が公になったとしても、本件公募において 事業予定者に選定されなかったという事実が明らかになるのみであり、それだけ をもって当該応募者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは いえない。現に横浜市では、業務委託の受託候補者をプロポーザル方式で特定し た際には、横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準(平成17年4月1日制 定。以下「委託運用基準」という。)に基づき、提案者名、各提案者の順位、評 価点数(合計点数)等を特定結果として原則公表している。

一方で、本件公募では、事業予定者以外の応募者の事業者名は匿名としたうえで、各応募者の審査項目ごとの評価点数、各応募者の応募内容に対する委員会の講評等が委員会答申に審査結果として記載されており、委託運用基準に基づく公表と比べてより詳細な審査結果が明らかとなっている。また、実施機関に確認したところ、審査項目のうち「(5)事業計画」では、応募者が提案した開発計画を確実に実行できるか否かという視点で、応募者の実績や財務状況等を評価しているとのことであった。

これらの点を踏まえると、事業予定者以外の応募者の事業者名が公になることは、委員会答申の審査結果がどの事業者に対してなされたものかを明らかにする結果となり、委託運用基準と比較してもより詳細な事業予定者以外の応募者の本件公募における評価が明らかになる点、さらに、事業予定者以外の応募者自身の実績や財務状況等の評価は、本件公募の提案内容に対する評価にとどまらず、その業務遂行能力や財務状況に不安があるとみられる可能性がある点から、事業予定者以外の応募者の事業者名を公にすると、当該応募者の社会的評価が損なわれ、

営業活動等に支障をきたすおそれがあるといえる。

したがって、非開示情報 2 (別表 2 の 1 で示す部分を除く。)及び非開示情報 3 は、応募者アに関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため本号アに該当する。

一方、別表2の1で示す部分には、当審査会が見分したところ、応募者アの事業者名を特定することができる単語やその文脈から応募者アを容易に推測できる記述はなかった。よって、公にしたとしても応募者アの事業者名を特定することはできず、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないため、本号アに該当しない。

#### (4) 条例第7条第2項第5号の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号では、「市の機関・・・の内部・・・における審議、検 討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しく は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ るおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのある もの」については開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、各委員の発言部分として非開示情報1及び非開示情報7から非開示情報10までを本号に該当し、非開示としたと説明している。この点について事情聴取において実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

本件公募は、事業者だけではなく、地域住民にも多大な影響を及ぼす事業であるため、非開示情報1及び非開示情報7から非開示情報10までが公になることにより、その内容が曲解され独り歩きしたときには、非難の的となるおそれがある。そうすると、結果として、委員が率直な発言を避けて、いわゆる玉虫色の意見のみを述べるようになり、率直な意見交換が阻害されてしまうおそれがある。

また、本件処分時点では、現市庁舎街区活用事業の公募が控えており、非開示情報1及び非開示情報7から非開示情報10までを公にすれば、特定の委員のある分野における考え方を明らかにすることとなり、現市庁舎街区活用事業の公募の際に、その考え方と違う方向性を検討している事業者から、委員が不当な圧力や干渉を受けて、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。各委員の中には他の公募等の審査委員を務めている委員もいるため、今後行われる他の公募等においても不当な圧力や干渉を受ける可能性がある。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。なお、非開示情報10は、前述

のとおり条例第7条第2項第3号アに該当し、改めて本号の該当性を判断する必要がないため、非開示情報1及び非開示情報7から非開示情報9までについての本号該当性を判断することとする。

(ア) 当審査会が見分したところ、非開示情報1及び非開示情報7から非開示情報9 までは、各応募者の提案に対して通常されることが想定されるような一般的な質 問であり、その内容が曲解されたり、その内容から委員の考え方が明らかになっ たりするような質問ではなかった。

また、委員会の委員名簿は公表されているため、非開示情報1及び非開示情報7から非開示情報9までを見ずとも、各委員の論文、研究内容等からその専門分野を調査することは可能であり、事業者がその情報を元に委員に対して自らが有利となるような働きかけをすることを防ぐことはできないことから、非開示情報1及び非開示情報7から非開示情報9までを公にすることは、委員が不当な圧力や干渉を受ける可能性に直結しない。

(イ) 以上のことから、非開示情報1及び非開示情報7から非開示情報9までを公に することにより、委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損 なわれるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表 2 及び別表 3 に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、 妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 髙橋良、委員 稲垣景子

(別表1) ヒアリング項目の非開示部分

	該当箇所	非開示の分類
1	応募者[ア]①の全文	各委員の発言部分
2	応募者[ア]③の全文	事業予定者以外の応募者を推 定できる情報
3	応募者[ア]⑨の全文	事業予定者以外の応募者を推 定できる情報
4	応募者グループ[イ]①の1行目の8文字 目から2行目の8文字目まで	法人のノウハウに関する情報
5	応募者グループ[イ]②の1行目の1文字 目から6文字目まで	法人のノウハウに関する情報
6	応募者グループ[イ]⑧の1行目の1文字 目から12文字目まで	法人のノウハウに関する情報
7	応募者[ウ]①の全文	各委員の発言部分
8	応募者[ウ]②の全文	各委員の発言部分
9	応募者[ウ]③の全文	各委員の発言部分
10	応募者グループ[エ]①の全文	法人のノウハウに関する情報 及び各委員の発言部分
11	応募者グループ[エ]②の1行目の1文字 目から13文字目まで	法人のノウハウに関する情報
12	応募者グループ[エ]③の1行目の1文字 目から2行目の20文字目まで	法人のノウハウに関する情報
13	応募者グループ[エ]④の1行目の1文字 目から13文字目まで	法人のノウハウに関する情報
14	応募者グループ[エ]⑥の1行目の1文字 目から13文字目まで	法人のノウハウに関する情報
15	応募者グループ[エ]⑪の1行目の1文字 目から13文字目まで	法人のノウハウに関する情報

## (別表2) ヒアリング項目の非開示部分のうち、条例第7条第2項第3号アに該当せず、 開示すべき部分

	開示すべき部分
1	応募者[ア]③の3行目の12文字目以降
2	応募者グループ[イ]①の1行目の8文字目から2行目の8文字目まで
3	応募者グループ[エ]②の1行目の1文字目から13文字目まで
4	応募者グループ[エ]④の1行目の1文字目から13文字目まで
5	応募者グループ[エ]⑥の1行目の1文字目から13文字目まで
6	応募者グループ[エ]⑪の1行目の1文字目から13文字目まで

## (別表3) ヒアリング項目の非開示部分のうち、条例第7条第2項第5号に該当せず、 開示すべき部分

	開示すべき部分
1	応募者[ア]①の全文
2	応募者[ウ]①の全文
3	応募者[ウ]②の全文
4	応募者[ウ]③の全文

# 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成30年6月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書写しを受理
平成30年7月19日 (第237回第三部会)	
平成30年7月24日 (第317回第一部会)	・諮問の報告
平成30年8月2日 (第341回第二部会)	
平成31年4月26日 (第357回第二部会)	• 審議
令和元年5月17日 (第358回第二部会)	•審議
令和元年5月31日 (第359回第二部会)	• 審議
令和元年6月14日 (第360回第二部会)	• 審議
令和元年7月12日 (第362回第二部会)	<ul><li>審査請求人の意見陳述</li><li>審議</li></ul>
令和元年7月26日 (第363回第二部会)	<ul><li>・実施機関から事情聴取</li><li>・審議</li></ul>
令和元年8月23日 (第364回第二部会)	• 審議
令和元年8月30日	・実施機関から諮問の一部取下書を受理
令和元年9月13日 (第365回第二部会)	• 審議
令和元年9月19日 (第251回第三部会)	・諮問の一部取下げの報告
令和元年9月24日 (第331回第一部会)	HUTEJ*2 HP4A T 17 *2 TK LI
令和元年9月27日 (第366回第二部会)	<ul><li>・諮問の一部取下げの報告</li><li>・審議</li></ul>